

13 海辺ニュータウン地区地区整備計画区域

制限事項		計画地区								
		業務施設	文化商業	複合住宅	共同住宅	工業地区	臨海部	臨海部	臨海部	臨海部
		地区	地区	地区	地区		A地区	B地区	C地区	D地区
(1)	建築物の用途の制限	事務所、研究所、研修所及び国又は地方公共団体の支庁又は出張所に店舗、飲食店、ホテル及び旅館(風俗営業及び店舗型風俗特殊営業の用に供するものは除く。)並びに銀行、郵便の業務の用に供するものは除く。)並びに銀行、郵便	大学、寄宿施設、美術館及び博物館並びにボウリング場、スケート場、水泳場その他スポーツ施設並びに研究所及び店舗型風俗特殊営業の用に供するものは除く。)並びに銀行、郵便	共同住宅(1階の部分に戸を有するものは除く。)並びに店舗及び飲食店(店舗型風俗特殊営業の用に供するものは除く。)並びに銀行、郵便	共同住宅並びに店舗及び飲食店(店舗型風俗特殊営業の用に供するものは除く。)並びに銀行、郵便	工場、事務所、研究所、変電所及びこれらに附属するもの	店舗、飲食、ホテル、旅館及び公衆浴場(風俗営業及び店舗型風俗特殊営業の用に供するものは除く。)並びに事務所、研修所、集会場、展示場、劇場及び映画館並び	ヨット、モーターボートその他これらに類する商品やサービスの販売を目的とする店舗、水産物の販売を主とする店舗、飲食店(風俗営業及び店舗型風俗特殊営業の用に供するものは除	卸売市場、産物の販売を主とする店舗及びこれらに附属するもの	下水処理場及びこれに附属するもの

